

こども・若者の意見の政策反映に 向けたガイドライン(案)

～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

■ ガイドラインの対象と使い方 ■

本ガイドライン(案)は、**各府省庁や地方自治体の職員を対象**にしています。

すでに、各地の地方自治体等でこども・若者の意見反映や社会参画に取り組んでいる事例がある一方で、多くの府省庁や地方自治体では、これから取組を始める、又は検討段階であることが、こども家庭庁が実施した各府省庁及び地方自治体アンケート(以下「令和 5 年度 府省庁アンケート、都道府県・市区町村向けアンケート」という)でも明らかになっています。本ガイドラインは、国や地方自治体で制度・政策の最前線にいる行政職員のみなさんに、**こども・若者の意見を聴き政策に反映することについて理解を深めていただき、実践していく際の留意点や工夫、事例を提供**することを目的としています。

本ガイドラインの作成にあたっては、こどもの権利やこども・若者の意見反映に関する学識経験者、地方自治体等での実務経験者の方々に構成する有識者会議において検討を重ねました。内容は、以下の調査結果等を踏まえています。

- 令和 4 年度にこども家庭庁の設置に向けて実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」(以下「令和 4 年度調査研究」という)の調査結果
- 令和 5 年度に実施した「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」(以下「令和 5 年度調査研究」という)で実施した多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方の調査結果
- 令和 5 年度調査研究で実施した府省庁アンケート及び都道府県・市区町村向けアンケート
- その他、地方自治体・府省庁へのヒアリング結果やこども家庭庁における実践

本ガイドラインは第 1 版としてまとめたものであり、全国的な意見反映の進展に合わせて改訂されることを想定しています。また、こども・若者の一人ひとりの状況やニーズ、対象政策や地域特性によって求められる配慮や工夫、適切な方法は異なります。本ガイドラインを参考に、こども・若者の声を聴きながらより良い方法をこども・若者とともに作ってください。

本ガイドラインにおける「こども」と「若者」について

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」とされています。年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定)では、思春期(中学生からおおむね 18 歳まで)・青年期(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満(施策によってはポスト青年期の者))とされています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

1章 はじめに.....	1
1.なぜ子ども・若者の意見を聴くのか	1
☉ 子ども家庭庁の設立と「子どもまんなか社会」にむけて.....	1
☉ 子ども基本法が定めていること.....	1
☉ 子ども大綱.....	2
☉ なぜ意見を聴くことが大事なのか(意見反映の意義).....	4
2.子ども基本法上の「子ども施策」とは？	8
第2章 意見反映のプロセスと進め方.....	10
3.子ども・若者の意見を聴く場面や方法.....	10
4.子ども・若者の意見反映プロセスの全体像	12
5.企画する.....	14
☉ 対象者を考え、公平で多様な意見表明機会を提供する	14
☉ テーマを設定する.....	16
☉ 安心・安全を確保する	18
☉ 実施体制をつくる	19
6.事前に準備する	23
☉ 行政職員が準備すること.....	23
☉ 子ども・若者の意見表明の準備をサポートする.....	26
7.意見を聴く.....	29
☉ 意見を聴く姿勢、体制、工夫や合理的配慮とは？	29
☉ 意見を聴く手法は選択肢を用意しよう	32
☉ 意見を聴く手法の特徴.....	34
☉ 振り返りをする	38
8.意見を反映する	39
☉ 意見反映の意義.....	39
☉ 意見の反映方法.....	40
9.フィードバックをする	42
10.予算や体制をどうするか.....	44
☉ 予算.....	44

➡ 体制づくり	45
➡ 評価	48
第3章 声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映	49

<FAQ>

• 子ども・若者の意見を反映する義務を果たすには何をすればいいですか？	2
• どのような子どもに政策について意見を聴けばいいですか？	5
• どうすれば特定の部署だけでなく組織全体で取り組むことができますか？	9
• 多様な子ども・若者の参加を確保するにはどうしたら良いのでしょうか？	15
• ファシリテーターは何人必要ですか？	22
• 子どもに意見を聴くとき保護者はどう関わればいいですか？	25
• 子ども・若者にやさしい資料とは何ですか？	27
• 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？	41

1章 はじめに

1. なぜ子ども・若者の意見を聴くのか

意見反映に向けたチェックポイント

- 子ども施策について子ども・若者の意見を反映する措置が義務付けられたことを理解している。
- 子ども・若者の意見を聴く意義を理解している。

➡ 子ども家庭庁の設立と「子どもまんなか社会」にむけて

令和5年4月に発足した子ども家庭庁の使命は、子ども・若者のために何が最も良いことかを常に考え、子ども・若者が健やかで幸せに成長できる「子どもまんなか社会」を構築していくことです。そのために、子ども家庭庁が何より大切にしているのは、子ども・若者の意見です。これまでおとなが中心になってきた社会を「子どもまんなか社会」へと変えていくため、子ども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう、推進しています。

➡ 子ども基本法が定めていること

同じく令和5年4月に施行された子ども基本法(令和四年法律第七十七号)には、第3条において、全ての子ども・若者について、その年齢や発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、子ども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条では、子ども施策を策定、実施、評価するとき、子ども・若者、子育て当事者の意見を反映するために必要な措置を講じることを国や地方公共団体(以下「地方自治体」という)に義務付けています。

子ども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、子ども・若者の最善の利益(子ども・若者にとって最も良いこと)を第一に考えながら、子ども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

コラム 子ども基本法

第三条(基本理念)

三 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

第十一条(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

➡ こども大綱

令和 5 年 12 月、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後 5 年程度の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱のもと、国は全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を進めていきます。

こども大綱は、その基本的な方針のなかで、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、「こども施策を「ともに進めていく」としています。また、こども施策を推進するために必要な事項としても、「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見形成支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

都道府県は、このこども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成すること、また、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定することが、こども基本法第 10 条において努力義務とされています。自治体におけるこうした計画づくりにおいても、その内容並びに策定のプロセスがこども・若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められることが求められています。

FAQ

Q こども・若者の意見を反映する義務を果たすには何をすればいいですか？

A

こども・若者の対象年齢が広く、こども施策の範囲も広いため、何からはじめ、どの範囲まで実施すれば良いか戸惑う行政職員の方もいることでしょう。「こども大綱」でも「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合を 70%とする数値目標が示されています。

求められていることは、

- 対話の場やアンケートを通じて意見を聴く
- こども・若者の最善の利益を考慮し、意見をどのように反映するか検討する
- どのように反映されたか、反映されなかった場合なぜなのか、こども・若者に伝える(フィードバックする)

こと等です。また、単に、意見を聴いて反映するだけでなく、様々な手法・場面で意見を聴く取組を繰り返すなかで、政策の質を向上させ、こども・若者が更に意見表明をしたくなる好循環をつくることです。

意見を聴くことを新たに始めるにあたっては、下記のような取組から始めても良いでしょう。

- こども・若者を対象とする施策について、こども・若者からどうすれば意見を聴く機会を作れるか、職員研修等の場でアイデアを出す
- 広聴(公聴)課が行っている国民・県民・市民の声を聴く方法を聴いて参考にする
- 広聴(公聴)の対象をこども・若者に広げる

- こども・若者が意見を述べたり、提言したりする既存の取組について、どうすれば意見を実現できるかについて職員同士でアイデアを出すワークショップを企画する

こども・若者を「将来を担う」という存在だけではなく「いまを生きる市民」として捉えれば、これまで行政職員の皆さんが国民・県民・市民・利用者の声を聴いてビジョンや計画を作り、施策や事業を実施してきたことと変わりはありません。ただし、こども・若者の特性に合わせた聴き方が求められますので、本ガイドラインを参考に、取り組んでください。

🔄 なぜ意見を聴くことが大事なのか(意見反映の意義)

子ども・若者に影響を与えることについて、子ども・若者自身の意見が聴かれ政策に反映されることは、子ども・若者と社会にとって大きな意義があります。

➡1つ目の意義

「子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」¹ことです。例えば、子どもや若者の意見反映に取り組んできた地方自治体では、新しい児童館をつくる際に中高生を募集し、運営に携わるようになったことで、中高生の利用が以前に比べて10倍に増加した広島県三原市の例や、危険な道路について子どもから意見があがり、会議や議会で議論した結果、廃道が決まった北海道安平町の例があります。

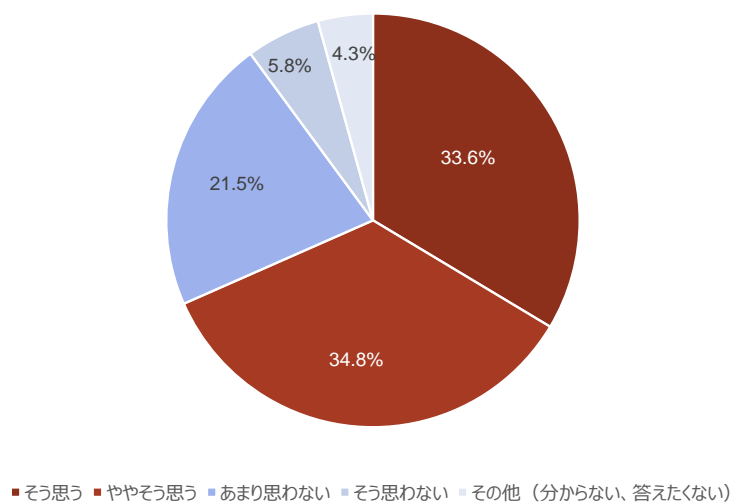
➡2つ目の意義

「子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」²ことです。

子ども・若者の状況

子ども・若者を対象に行ったアンケートでは、国や地方自治体の制度や政策について7割近くの子ども・若者が意見を伝えたいという意見表明意欲がある³。そのためおとなの聴く姿勢が重要である。

子ども・若者の意見を表明する意欲(SA n=2,119)⁴



1 出典)子ども大綱

2 同上

3 出典)令和4年度調査研究報告書。質問は「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。」。回答は「そう思う」と「ややそう思う」の合計値で68.4%。

4 出典)令和4年度調査研究報告書

子ども・若者とともに社会をつくるという認識をもち、より良い政策の実現と子ども・若者の自己有用感向上という2つの意義のバランスを考慮しながら、幅広い年代の子ども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会をつくるのが大切です。

また、意見をもつための様々な支援(以下「意見形成支援」という)を行うことも重要です。多くの子ども・若者が意見をもち、それを言えるようになるには、幼少期から、家庭や学校、地域等において、日常的に「あなたはどう思う?」と聴かれ、その意見が尊重される経験を積み重ねていく必要があります。



児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という)は、児童を守られる対象であるだけでなく、権利の主体であると明確にし、全ての児童がもつ基本的人権を定めています。この条約のなかでも特に重要で各条文にまたがるいわゆる4つの原則がありますが、意見表明は、差別の禁止、生命・生存の権利、最善の利益と並ぶ原則の一つです。

国や地方自治体が子ども・若者の意見を聴く取組をしていくことで、子ども・若者の意見を尊重する意識が醸成され、家庭や学校等、子ども・若者に関わる様々な場において取組が進むことが期待されます。

コラム 意見とは?

意見とは、論理的に整理された考えだけを指すのではありません。子ども基本法の「意見」は子どもの権利条約を踏まえ、より広い気持ちや考えを指しています。

子どもの権利条約は、第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利(the right to express those views freely)」(以下、意見表明権)というを定めています。その「意見」は、原文(英語)では「view(s)」であり、意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号(2009年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされています。

FAQ

Q どのような子どもに政策について意見を聴けばいいですか?

A

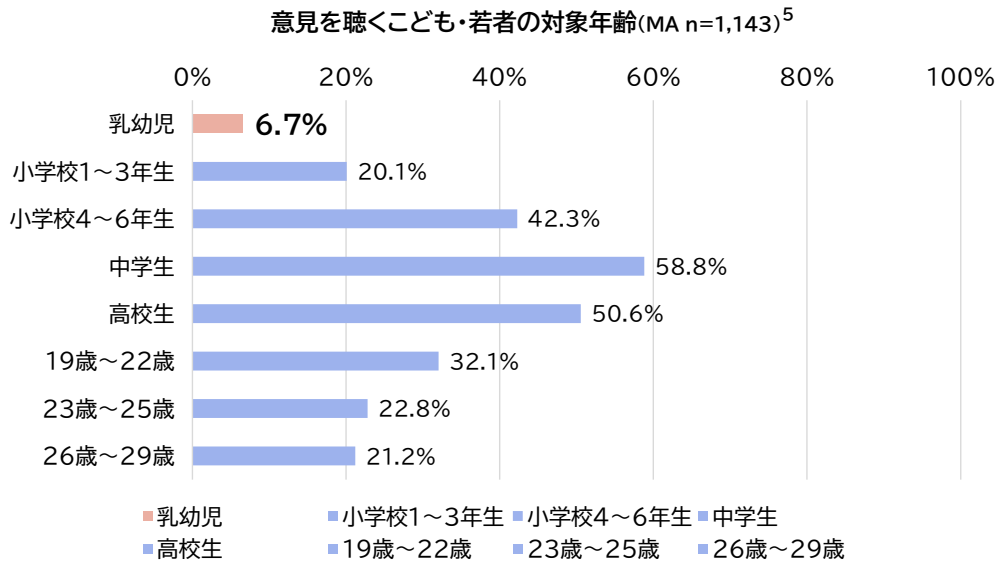
子ども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象年齢が決まっている場合は、その対象年齢の子ども・若者が当事者として意見を聴かれる対象になり得ます。ただし、該当する世代以外の子ども・若者にも対象を広げて聴くことが有効な場合もあり、その施策の内容や目的によって検討し判断することが重要です。

なお、意見を言えるのは中高生以上だろう等、年齢による先入観は持たないようにしましょう。子ども基本法は、すべての子ども・若者が、その年齢や発達の程度に応じて、自分に影響を及ぼすことについて意見を表明する機会を確保することとしています。

子どもによってはおとなが想定する熟度の意見を言うとは限りませんし、それを求めるべきではありません。意見を聴く側のおとなは、子ども・若者が意見を形成することを支え、聴いた意見は年齢及び発達の程度にしたがって、相応に考慮します。

幅広い年代の子ども・若者を対象に聴く時は、年齢及び発達に応じて話しやすいテーマ選びや問いかけ方を変えることや、政策に反映するため意見を「翻訳」する(本質的なニーズをくみ取る)が必要になります。

令和 5 年度都道府県・市区町村向けアンケートでは、乳幼児期の子どもから意見を聴いている例があります。



💡 ヒント 年齢及び発達の種類に応じた対応

➡ 問いかけ方を変える: まちのビジョン作りがテーマの時

- 低年齢の子どもへの問いかけ: 「自分のまちで好きなところは?」「どうしたらまちはもっと素敵になると思う?」
- 高校生以上への問いかけ: 「現在のまちは暮らしやすいか、課題は何か」、「おとなになっても住み続けるには何が必要か」

➡ 意見を「翻訳」する

- 遊具が壊れている、新しい遊具の方が楽しい → 公園の遊具の安全確認の実施、安全に配慮した新規遊具の整備・交換

5 出典) 令和 5 年度都道府県・市区町村向けアンケート。質問は地方自治体を実施している子どもや若者の意見反映の取組や事業の対象年齢。

意見を聴く対象に乳幼児を含めている事例

- 児童館の約束事や遊び方等について、こども同士が話し合い、お互いに納得した形でルール決めを行い、こども主体の施設運営を図っている。(東京都福生市)
- 公園の遊具設置工事に係る公募型プロポーザル方式入札に際して、近隣小学校、幼稚園及び保育園児に、提案内容に対してどの案が一番良いかのアンケートを実施。アンケートの得票数に応じて評価点に反映することにより、こどもが候補者選定に参加した。(滋賀県彦根市)
- 公園の複合遊具更新の際、地元町会及び子ども会、もしくは近隣の小学校や保育園・幼稚園に数案提示し、投票等で選定してもらう。(大阪府和泉市)

2. こども基本法上の「こども施策」とは？

意見反映に向けたチェックポイント

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え意見を聴くことを検討している。

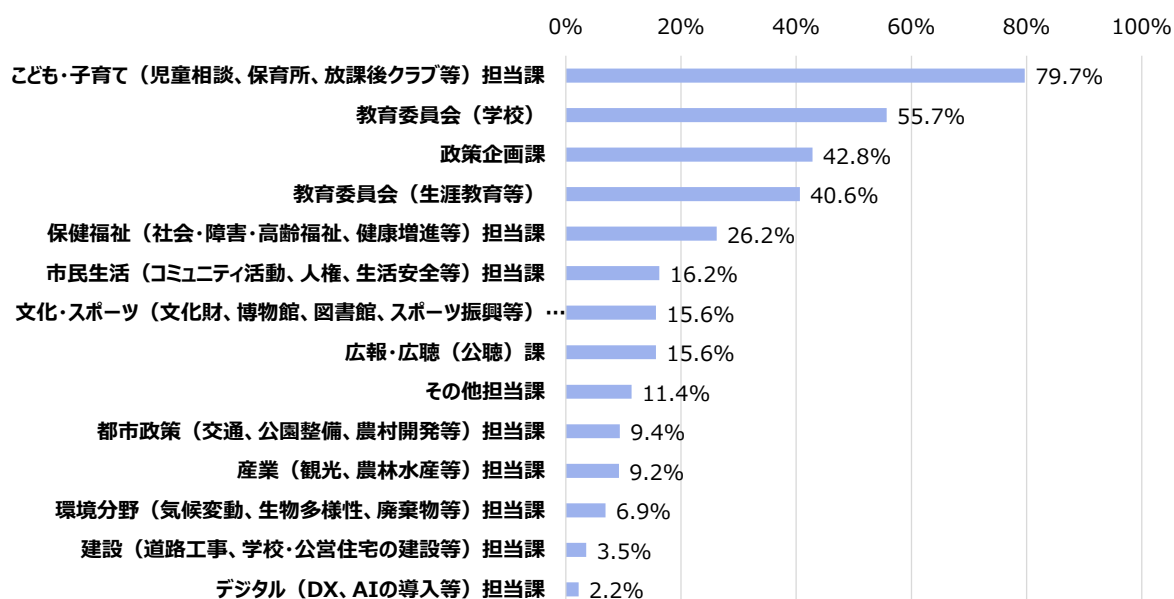
こども基本法に規定するこども施策には、こどもの成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育や雇用環境、小児医療、若者の社会参画や就労支援等、こどもや子育て家庭に関連する幅広い施策が含まれます。

こどもや若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関する事等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。こども・若者は今を生きる「市民」です。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられます。

取組状況

こども・若者の意見を反映する取組は、府省庁ではこども家庭庁のほか金融庁(総合政策課)、警察庁(生活安全企画課)、厚生労働省(年金課)、国土交通省(公園緑地・景観課)、農林水産省(穀物課)、法務省(人権啓発課)等ですで行われている。地方自治体では、こども・子育て担当課や教育委員会が実施していることが多いが、政策企画課や保健福祉担当課、市民生活担当課、広報(広聴・公聴)課、文化・スポーツ課もこども・若者の意見反映に取り組んでいる。

こども・若者の意見反映を実施している部署(MA n=1,143)⁶



6 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート。

FAQ

Q どうすれば特定の部署だけでなく組織全体で取り組むことができますか？

A

特定の部署のみで子ども・若者の意見反映の取組を担っていることに課題を感じている府省庁や地方自治体があります。

子ども・若者の意見を反映するにあたり、自身の部署は「関係ない」と考えている部署があると、全庁的に取り組むことが難しいかもしれません。子ども施策について、子ども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務になったことを知らない職員もいるでしょう。

たとえば、子ども基本法や子ども・若者の権利について理解を深めるため、子ども施策担当部局・課室が全職員を対象に研修を実施している自治体もあります。研修は外部講師を招聘するほか、子ども・若者の意見反映について既に取り組んでいる部署の担当者が講師役となり、どう取組を始めたか、どのような課題に直面したか等、実体験を交えて共有することも考えられます。

💡 ヒント 組織全体で取り組む

- 計画の目標に組み込み進行管理する(新潟県新潟市)
「新潟市子どもの権利推進計画」において、子どもの権利推進に関連する事業を調査し「連携事業一覧」として計画に掲げるとともに、意見表明又は社会参加に係る取組の実施状況を成果指標に組み込み、取組状況の管理を行っています。また、市の幹部(部区長)が参集する庁議において、市長より子ども基本法の施行等により、子どもからの意見聴取が義務付けられたため、各部署が関連施策を検討する際は、子ども等からの意見聴取に努めることを伝えるとともに、全庁的に子ども・若者からの意見聴取の実施状況について調査を行いました。
- 横ぐし組織を活用する・つくる(岐阜県、千葉県千葉市)
広報課が全庁的な重要施策について広聴の一環で、担当課と協力して若者の意見を聴いている例(岐阜県若者ガヤガヤ会議)や、子ども施策の総合的な推進を目的として子ども施策庁内連絡会議を設置した例(千葉市子ども施策庁内連絡会議)があります。

第2章 意見反映のプロセスと進め方

3. こども・若者の意見を聴く場面や方法

意見反映に向けたチェックポイント

- 意見を聴く場面や方法(継続的、一時的)の特徴を理解している。
- 意見を聴く目的や内容に応じて、こども・若者の関わり方を検討している。

こども施策においてこども・若者の意見を聴き反映する場面は、例えば下記のようなことが想定されます。

- 現状の施策について希望や課題、ニーズを聞く
- どのように課題を解決するかアイデアを募る
- こども・若者自身が事業の実施の担い手となって企画・運営をする
- 施策や事業を評価してより良くする

こども・若者の意見を聴く場を作って対話し、意見を受け止め施策に反映していくことが求められますが、意見を聴く機会をつくる方法は様々あります。

→継続的な方法

- 審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の登用
- こども・若者を構成員とする常設の会議体の設置(こども会議、若者会議等)
- こども・若者がモニター登録し、様々なテーマで対話やアンケートを実施

こども・若者の意見を聴く土壌をつくることにつながり、その特徴から、意見の実現や企画・運営、評価の場面に適しています。

継続的な方法の特徴(メリット、デメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• こども・若者と関係性をつくりながら対話を重ねることができる• 意見を聴く対象を確保できている• 継続的に情報提供や学習機会を提供することで、政策についてこども・若者が理解を深め、ともに政策の策定や実施、評価を行うことができる	<ul style="list-style-type: none">• 継続的に関わる意思があることが前提になる• 結果的に、関与するこども・若者が限定的になる

→不定期・スポット的な方法

- こども・若者を対象としたパブリックコメントの実施
- ワークショップの開催
- イベントの実施
- アンケートの実施

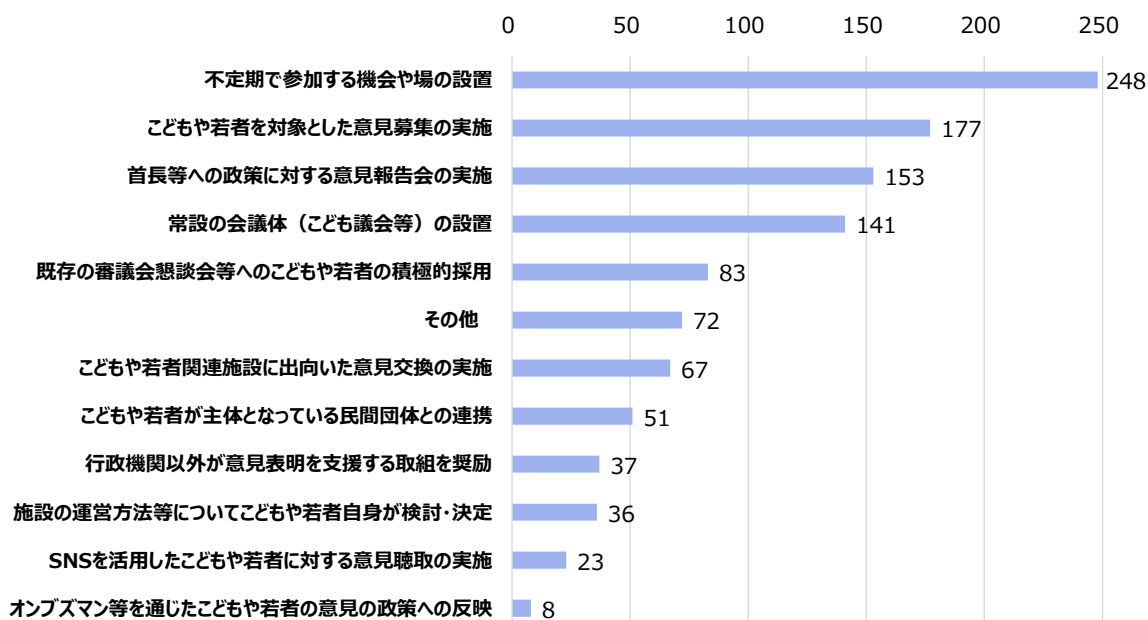
その特徴から、ニーズを聴いたり、アイデアを募ったりする場面に適しています。

不定期・スポット的な方法の特徴(メリット、デメリット)	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> • こども・若者が気軽に参加しやすい • 目的や内容に応じて、実施方法に工夫ができる • 多様な声を聴くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> • 十分に意見を聴くには時間が限られてしまう • 意見の背景を理解することが難しいことがある

取組状況

全国の地方自治体では、ワークショップ等の不定期でこどもや若者が参加する機会や場の設置や、インターネットアンケート・パブリックコメントの実施、意見箱の設置の意見募集、首長等への政策に対する意見報告会が多く取り組まれている。

こどもや若者の意見を聴く取組の意見聴取・反映方法(n=1,143)⁷



⁷ 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート。「予算化した事業として実施」、「地域での取組として実施」、「準備中」の事業のいずれかの回答の合計。

4. こども・若者の意見反映プロセスの全体像

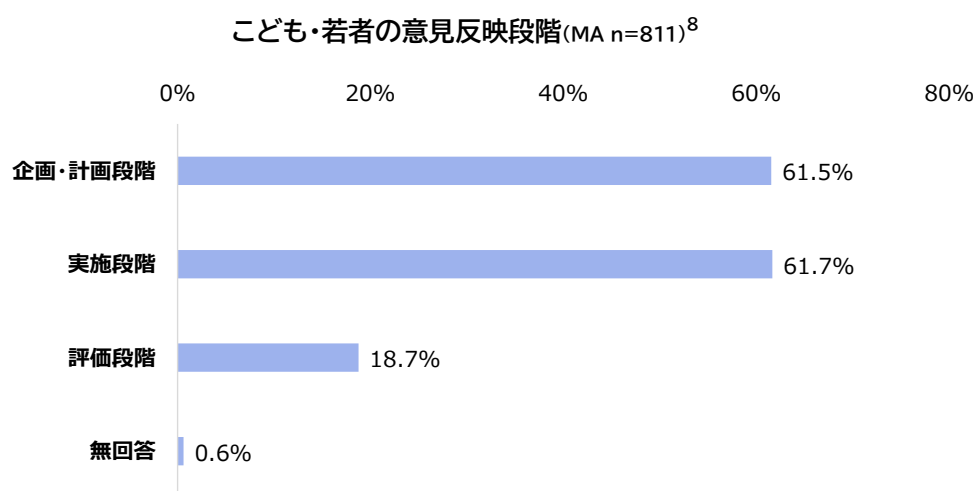
意見反映に向けたチェックポイント

- 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- どの政策段階からこども・若者の意見を聴くか検討している。

こども・若者の意見を聴き反映することは、政策の企画・計画段階から実施段階、評価段階のどのプロセスでも行うことができます。

取組状況

こどもや若者の意見を直接聴く取組のうち、地方自治体の取組では企画・計画段階に関わる取組が6割以上、実施段階に関わる取組も6割以上である。また、地方自治体の取組のうち、19%弱が、こども・若者の意見を評価段階に反映している。



いずれの段階においても、こども・若者の意見を聴き反映するには企画と事前準備を行った上で、意見を聴いて受け止め、政策に反映し、どのように反映されたかをフィードバックするという一連のサイクルがあります。また、意見反映の取組を広く発信することで、こども・若者の更なる意見表明につながるとともに、こども・若者の意見を聴くことの重要性の理解が広がるような好循環を創出していくことが期待されます。

⁸ 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート こども・若者から直接意見を聴く取組で重点的に取り組んでいる取組の延べ数(Q22、Q39、Q56)

意見反映プロセスの全体像



- 企画
 - 意見を聴く対象を検討する
 - テーマを設定する
 - 安心・安全を確保する
 - 実施体制を作る
- 事前準備
 - 行政職員の準備をする
 - こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
 - 聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
 - 意見を表明する選択肢を用意する
 - 振り返りをする
- 反映
 - 聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック
 - 聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

次の節から、意見反映プロセスのステップごとにどのように進めていくのか説明します。





5. 企画する

② 対象者を考え、公平で多様な意見表明機会を提供する

意見反映に向けたチェックポイント

- 政策の当事者や影響することも・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- 意見を聴く機会について、あらゆることも・若者が情報にアクセスできるか考えて周知している。

政策の対象に子ども・若者が含まれるでしょうか。政策が子ども・若者に影響するでしょうか。まず、政策の目的や内容に照らして意見を聴く対象の子ども・若者を検討します。また、政策プロセスのどの段階(企画・計画、実施、評価)からどの程度子ども・若者が関わるか(スポット、継続的)を検討します。

次に、子ども・若者の意見を聴く機会をどのようにつくるかを考えます。保育、教育、障害者支援、社会的養護、外国人等、特定の年齢や属性の子ども・若者を支援対象とする施策等については、対象の子ども・若者から意見を聴く機会の確保が必要です。

より広く子ども・若者が関わる課題やテーマの場合、子ども・若者を公募することが考えられますが、周知の方法や選定結果の公平性を考慮する必要があります。例えば、性別や年代、居住地等で特定の属性が集まりやすい場合があるため、複数手法で広報する等して、様々な属性の子ども・若者に参加してもらえるよう工夫します。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行等を始め、困難な状況に置かれた子ども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者等、様々な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者、乳幼児を含む低年齢の子どもに対しては、個別に出向いて意見を聴く方法や、他の子ども・若者とともに安心して意見を言えるよう、インクルーシブな環境を整える等の配慮や工夫が必要です。(詳細は第3章を参照)。

なお、積極的に意見を言える・言いたい子ども・若者がいる一方で、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてない子ども・若者がいます。全ての子ども・若者が自分の意見や気持ちを表明してよいということを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて意見表明の権利について案内のなかで説明することや、興味関心を引くような周知の工夫も重要です。



FAQ

Q 多様な子ども・若者の参加を確保するにはどうしたらよいでしょうか？

A

取組を始めると、国や地方自治体からの発信が当事者に十分届いていない、政策に関心をもって参加する子ども・若者の顔ぶれが同じになってしまい多様な意見を聴けていない等、周知に課題を感じることもあるでしょう。

多様な子ども・若者の参加を確保するため、子ども・若者の目に触れやすい媒体を選択したり、多様な手段やルートで子ども・若者に情報が公平に届くように発信します。

例えば、ホームページや広報誌は関心をもっている子ども・若者であれば情報にたどり着きますが、そうでない場合は情報が届きません。また、インターネットに日常的にアクセスできる状況にない場合は、ホームページでも情報が届きません。郵便物で郵送しても開封しない・選択的にしか開封しない、メルマガ等は年齢的にも世代的にもメールアドレスを持っていないことがあります。

ヒント 子ども・若者に情報を届ける・声を聴く

- 子ども・若者に身近な SNS を使って発信する
- 学校、児童館や青少年センター、児童養護施設等の子ども・若者の生活の場や活動の場で周知する
- 支援団体や当事者団体から紹介してもらう
- 対象者向けに他部課室や団体が実施するイベントに参加して周知をしたり、そのイベントのなかで意見を聴く取組を実施したりする
- 教育現場と連携し、GIGA スクール構想で児童・生徒に貸与されている端末を活用したアンケートを実施することで多様な声を集める

子ども・若者に情報が届きやすいプラットフォームをこどもと作った事例⁹

東京都では、2021 年度の「東京都子どもホームページ」の作成段階において、5つの小学校に対する出前授業(小学 5, 6 年生 576 名)、子どもホームページ作成メンバーによるワークショップ(小学生 10 名)、アンケート(小学生 515 名)を通じて子ども達の意見やアイデアを取り入れた。

2022 年度以降も、ホームページに関して多様な手法(ワークショップ、アンケート等)で聴き取ったこどもの意見を反映し、バーチャル社会科見学の新たな施設を追加する等、コンテンツの充実を図っている。

子ども家庭庁は、いけんひろば¹⁰を活用して子ども家庭庁が作成中の子ども向けホームページを子ども・若者に見てもらい、意見を反映して完成した。



9 出典)令和 4 年度調査研究報告書

10 子ども家庭庁が主催する『子ども若者★いけんぷらす』事業における子ども・若者の意見表明の場で、登録した子ども・若者(ぷらすメンバー)が各府省庁から集められたこどもや若者に関わる様々なテーマについて話し合う。登録した子ども・若者が意見を伝えたいテーマを選択する場合もある。対面、オンライン、Web アンケート、チャットの形式で開催されている。



② テーマを設定する

意見反映に向けたチェックポイント

- こども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定している。
- こども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり選んだりできる「余白」を作っている。

どのようなテーマについてこども・若者の意見を聴くと良いでしょうか。こども・若者が政策にどう関係するかを考え、何について意見を聴くべきかを検討した上で、こども・若者に分かりやすく、かつ意見を言いやすいテーマを設定しましょう。

おとなが聴きたいテーマについてだけ聴くのではなく、こども・若者が意見を言いたいテーマをこども・若者が設定したり、用意されたテーマの中からこども・若者が選べる仕組みを用意したりすることで、こども・若者のニーズがテーマに反映され、より積極的に意見を言いやすくなることが期待できます。

🔦 ヒント いけんひろばのテーマ(こども家庭庁)

こども家庭庁が実施する『こども若者★いけんぷらす』の「いけんひろば」(意見を聴く場)で話し合うテーマは、こども家庭庁や各府省庁から募ったテーマに加えて、登録したこども・若者が意見を伝えたいテーマについても話し合います。いけんぷらすの運営メンバーに立候補したこども・若者(みんなのパートナーぽんぱー)が、運営事務局のこども家庭庁の職員とテーマ決めからいけんひろばの開催まで行っています。

いけんひろばのテーマの例 ¹¹			
テーマ		対象年代	担当 ¹²
法律・予算等	<ul style="list-style-type: none"> • 新しくなった児童福祉法 • こども家庭庁予算について • 「こども大綱」「こどもまんなか社会」をいっしょに考えよう 	小学4年生～高校生 全世代 全世代	こども家庭庁 こども家庭庁 こども家庭庁
学校	<ul style="list-style-type: none"> • いじめや不登校など学校に関する悩み事 • 中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について考える！ 	小学生～高校生 中学生	こども家庭庁／文科省 スポーツ庁
児童館・中高生向け施設等の居場所	<ul style="list-style-type: none"> • あなたが思う「居場所」は？ 	全世代	こども家庭庁
お金	<ul style="list-style-type: none"> • 闇(ヤミ)金融(怖～い金貸し)を知ろう！ 	18歳以上	金融庁
食生活	<ul style="list-style-type: none"> • 若者と食の今後を考える！ 	中学生～高校生	農林水産省
環境問題	<ul style="list-style-type: none"> • いま、そして、これからの環境問題や社会について思うこと 	小学生～大学生	環境省
いのち	<ul style="list-style-type: none"> • 人権相談ってどんなもの？ • 生きづらさ、自殺したいという気持ちになったことがある人に必要な支援について 	全世代 高校生以上	法務省 こども家庭庁

11 出典)こども若者★いけんぷらす『いけんひろば』について(<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/hiroba/>)

12 府省庁は担当府省庁名、自治体は担当課室名



乳幼児の育ち	<ul style="list-style-type: none"> 小学校に入るまでを振り返って楽しかったこと、もっと大人にして欲しかったこと 	全世代	こども家庭庁
--------	---	-----	--------

全国の地方自治体が行っているテーマの例 ¹³			
	テーマ	対象年代	担当 ¹⁴
総合計画、まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> こどもにやさしいまち 総合計画で策定するテーマ 	小学4年生～高校生 中学生	子ども政策課 まちづくり推進課
子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活、放課後の過ごし方、悩みや相談 	中学生～高校生	政策企画課
学校	<ul style="list-style-type: none"> 校則、行事運営(学校運営協議会の生徒委員) 学校のコンセプト、名前、制服等 廃校・廃園の利活用 	小学4年生～中学生 小学4年生～29歳 中学生、19～29歳	地域教育課地域教育担当 教育委員会事務局 財政課
児童館・中高生向け施設等の居場所	<ul style="list-style-type: none"> 居場所の運営 児童館のルール、図書室の本の選定 	小学生～高校生 小学生	児童クラブ事業推進課 子ども家庭課
公園・遊び場	<ul style="list-style-type: none"> 公園に設置する遊具 ボール遊び禁止について 	乳幼児～小学生 小学4年生～中学生	公園緑地担当 子育て支援課
道路	<ul style="list-style-type: none"> 危険な道路の廃道 	小学生	教育委員会事務局
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 駅前エリアの活性化 	中学生	都市整備課
成人式	<ul style="list-style-type: none"> 成人式の企画・運営 	19～22歳	教育課生涯学習係
選挙	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の啓発(街頭、ラジオ番組、大学祭等) 	19～22歳	選挙管理委員会事務局
復興	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の学校再建(コンセプト、名前、校章、制服) 	小学生～29歳	教育委員会事務局

13 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート

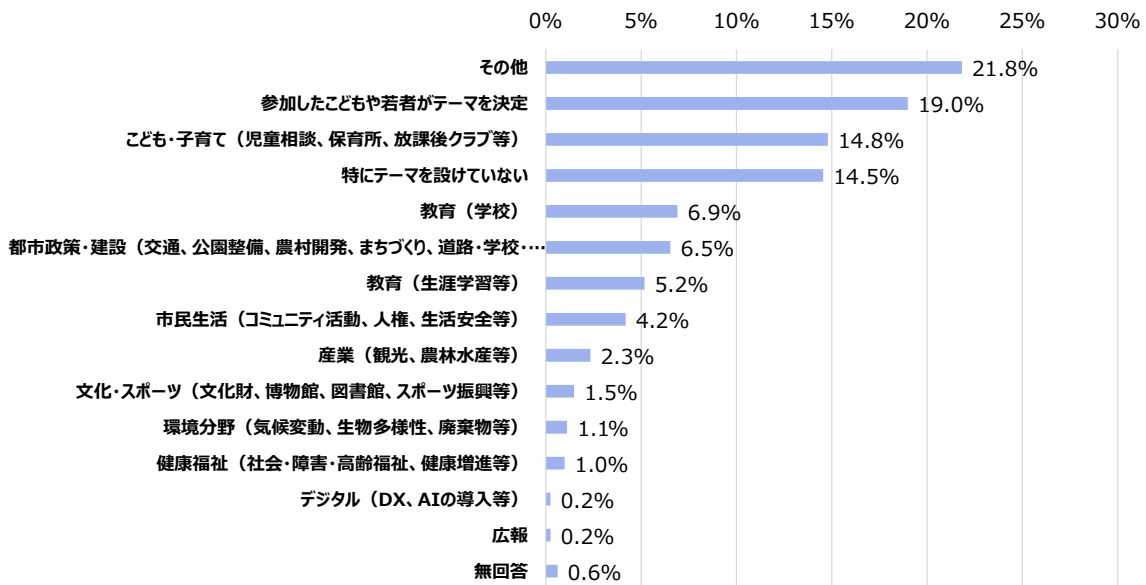
14 担当課室名



取組状況

地方自治体が子ども・若者の意見を直接聴くテーマは、将来のビジョンやまちづくり、子どもの権利に関連することのほか、参加することも・若者自身がテーマを設定しているケースが多い。

子ども・若者の声を聴く取組のテーマ(MA n=811)¹⁵



安心・安全を確保する

意見反映に向けたチェックポイント

- 子ども・若者に関わる職員に「子ども基本法」や「子どもの権利条約」の周知や研修をしている。
- 子ども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- 安心・安全を担う担当者を決め、子ども・若者のセーフガーディングの指針を定めている。

子ども・若者を対象とする場合は安心・安全であることが求められます。子ども・若者は心身の発達過程にあり、おとなと比べて脆弱な立場に陥りやすいことを認識しましょう。けがや事故防止等の安全管理はもちろんのこと、おとながその地位や関係性から不適切な言動等により、子どもや若者を傷つけることがない(Do No Harm)よう、事前準備の段階から対策をとることが重要です。

15 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート 子ども・若者から直接意見を聴く取組で重点的に取り組んでいる取組のテーマ延べ数(Q19、Q36、Q53)。「その他」の主な内容は将来のビジョンやまちづくり、子どもの権利に関連することである。



関係者による虐待や搾取等、こどもの権利を侵害する行為や危険を予防し、安心・安全な活動と運営を図るための重要な考え方を「こどものセーフガーディング」といいます。こども・若者と活動を実施する組織が、自分たちのルールとしてその指針や規範を定めることで、組織全体にこどもの安心・安全を守る意識を広げることができます。主催者としてこどものセーフガーディングの指針を定めたり、問題が生じた時の報告や相談の手順、フォロー体制も決めておきます。

活動に参加したことによって、こども・若者が権利の侵害を受けることがあってはなりません。そのため、活動に参加するあらゆるおとなが参加前に、セーフガーディングを理解しておくことが重要です。意見を聴く場の主催者や実施者だけでなく、同じ空間にいる見学者や取材者とも共有しましょう。

💡 ヒント こどものセーフガーディングに抵触する行動の例

- 肩を抱く等の身体的接触をする
- 個室等で他者の目が届かない空間でこども・若者と2人きりになる
- 叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- 侮辱的、攻撃的な言葉を使う
- 自尊心を傷つける、軽視する、見下す等、心理的に傷つける
- 個人を特定できるような情報を掲載する(写真、名前、居住地が揃う等)
- 個人の連絡先を交換したり、活動外で個人的に連絡をとろうとしたりする

こども基本法やこどもの権利、安心・安全の確保について、こども・若者に関わる全ての関係者が、共通理解を持つよう研修等機会をもつことが有効です。その際、外部から講師を招く時は、こどもの権利や人権の専門家、セーフガーディングのための規範に基づきこども・若者と活動している団体等が考えられます。

➡ 実施体制をつくる

意見反映に向けたチェックポイント

- 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- こども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

① 意見を聴くための体制

こども・若者から直接意見を聴く時は、意見を言いやすい・意見を聴いてもらえる安心・安全な環境づくりを通じ、こども・若者の心理的安全性を確保することが大切です。

他のこども・若者の意見を聞いているだけの参加を望む、参加に同意したものの参加を取りやめなくなった、意見を聴かれたことをきっかけに過去の体験の想起やフラッシュバックに至る等、こども・若者の状況は変わりえます。臨機応変に対応できるスタッフを配置しましょう。



子ども・若者に対しておとなの人数が多いと、意見を「聴取」される雰囲気となってしまう緊張感を高めますので、おとなが多くなり過ぎないようにする工夫も必要です。また、記録係やサポーターといった役割を説明し、会場にいるおとなが何のためにいるのかを伝えるようにしましょう。

子ども・若者の意見表明をサポートする人材や役割

人材	役割
ファシリテーター	参加者が話しやすい雰囲気をつくり、参加者の意見を引き出す、公平な発言機会となるよう進行、情報を整理する
記録係	意見をホワイトボード等に記録し、可視化する。書き出すことでおとなが意見を正しく受け止めたか確認する役割も果たす
サポーター	大学生や同じ経験をもつユース等、子ども・若者と近い目線・価値観で意見の表明を支える
代弁者	意見を表明しにくい子ども・若者の意見を聴き取り的確に代弁する。 例)意見表明等支援員(子どもアドボケート)は社会的養護下にある子ども・若者の気持ちや意見を聴き、求められれば関係者と調整する

② ファシリテーター

ファシリテーターは、子ども・若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を引き出す役割を担います。

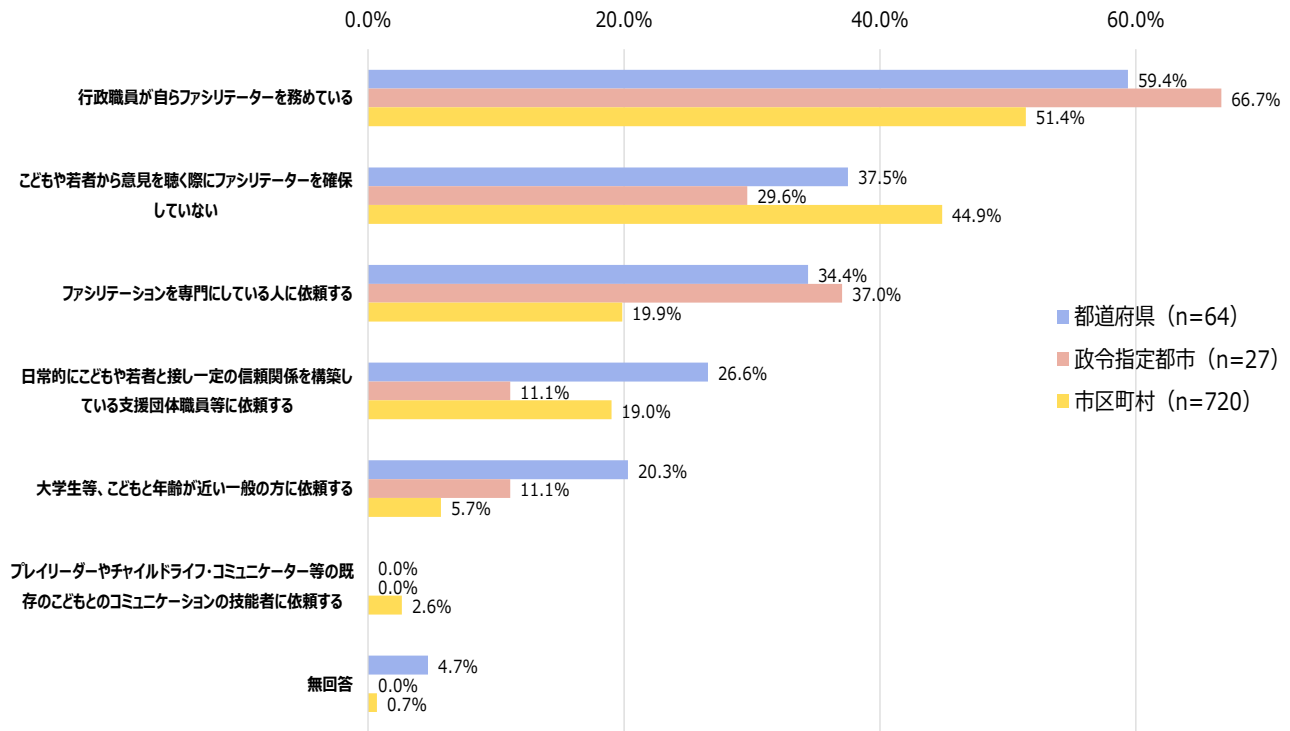
ファシリテーターを専門的に行っている人に依頼したくても、人材が地域にいないという声があります。その場合、日常的に対象となる子ども・若者と接していて関係を構築している人に依頼することのほか、行政職員が一定の講習を受けたのち、ファシリテーター役を務めてもよいでしょう。このように庁内外の人材を活用していきましょう。



取組状況

こども・若者から意見を聴く取組を行っている地方自治体のうち、都道府県では 6 割、政令指定都市は 5 割超、市区町村では 5 割弱において、行政職員自らがファシリテーターを務めている。

ファシリテーターの確保方法(MA n=811)¹⁶



こども家庭庁は「こども意見ファシリテーター」を養成するためのモデルプログラムを作成していますので、行政職員による実践や研修、地域内でファシリテーター人材を養成する際にご活用ください。

コラム こども意見ファシリテーター養成講座モデルプログラム

こども家庭庁は、ファシリテーターを養成するためのモデルプログラム・養成講座教材を令和 5 年度に作成しました。講座の内容は、傾聴力と質問力を磨き、模擬会議を通してこども・若者の意見を引き出すファシリテーションを学ぶものです。事前学習の教材と合わせて、ファシリテーションのスキルだけでなく、こども・若者との関わり方を含めて丁寧に学べる内容となっています。

16 出典)令和 5 年度 都道府県・市区町村向けアンケート。質問はこどもや若者から意見を聴く際のファシリテーターの確保の方法。



FAQ

Q ファシリテーターは何人必要ですか。

A

ファシリテーターは、違う意見や声大きい参加者の存在、緊張感があるなかでも、子ども・若者一人ひとりが自信をもって本来の力を発揮して意見を言えるようサポートする存在です。参加者同士の関係性やどういった場なのか、参加者の年齢等によって適切な人数を検討します。例えば、10代の子ども・若者にグループで意見を聴く場合、一人ひとりに目を配ることができるよう、子ども・若者4～6人程度に対して1人のファシリテーターを一つの目安として考えてください。



6. 事前に準備する

➡ 行政職員が準備すること

意見反映に向けたチェックポイント

- 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、こども・若者のセーフガーディングと意見を聴く場の趣旨を共有している。
- こども・若者の年齢、特性、発達の程度に応じて必要な配慮を確認している。
- 個人情報の利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- 参加するおとなとこどもが共通して守るグラウンドルールを決めている。
- こども・若者の背景や人数を考えて会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。

① 関係者の共通理解

参加するこども・若者にとって、政策について話をすることや、見知らぬ人に囲まれた状態で意見を言うことはとても緊張するものですし、不安もあります。また、何のために意見が聴かれ、聴いた意見が何に反映されるのか、自分の意見はどう扱われるのか(匿名なのか、意見は公表されるのか等)、企画趣旨と意見の取り扱い方法の説明がなければ、安心して意見を言うことは難しいでしょう。

そのため、活動に参加する行政職員、外部講師、ファシリテーター等、あらゆるおとなが事前に打ち合わせをして、こどものセーフガーディングとこども・若者の意見を聴く趣旨を共有します。こども・若者と直接話すことになるファシリテーターは、意見を聴く趣旨を理解し、こども・若者に対して自分の言葉で説明できるように準備します。

② 合理的配慮

こども・若者と対話する場には、様々な背景を持った人が参加する前提で準備をします。こども・若者が不当な差別を受けたり、不用意な発言によって傷つけられたりすることのないように、必要な配慮を行います。

また、配慮すべきことや主催者が知っておくべきことがないか、直接聞くことも大切です。参加するこども・若者自身や保護者、学校、関係団体に事前に確認したり、相談する機会を設けることで、こども・若者が安心して参加できる場づくりに必要な準備ができます。例えば、参加者を募る際に、「参加するにあたっての質問や相談等(任意)」といった欄を設けることで、車いすの利用等特性に応じて配慮や準備が必要な事項を参加者が申告することができます。

配慮すべき事項についての詳細は、第3章を参照ください。



③ グラウンドルール

どのような意見も尊重されることやお互いの意見を大切にすることについて、グラウンドルール(全体のルール)を決めておきます。

グラウンドルールは、参加するおとなにも子ども・若者にも守ってほしいことをまとめたものです。数が多いと確認が大変になるため、あまり多くなり過ぎないようにするとよいです。時間があれば、子ども・若者がグラウンドルールをつくるワークをすることも考えられます。例えば、参加者が不安なことや苦手なことを挙げていき、それに対応することをルールにすることが考えられます。

- 例) 誰からも反応がないことが苦手→うなずいて聴く、話したら拍手をしよう
- 例) すぐに考えをまとめられない →タイム!と言ってOK、パスしてOK

グラウンドルールの例¹⁷

- 年齢に関係なく、だれもが等しく話し合いに参加します。一人ひとりの考えを大切にします。否定したり、さえぎったりしないようにしよう
- 思ったことや考え方ことはまとまっていなくても言ってみてOK
- 何を話しても間違いではない
- その人が話すペースを大切にす
- 誰かが話をしている時に発言しない
- 話したくないこと、個人的なことは、話さなくてだいじょうぶ
- 自分の言ったことが誰かを傷つけないか気に留める
- みんなが話せるように、協力する
- 疲れたら休んだり、やめたりしてもいい
- 相手のことはむやみに聞かない
- いちど言ったことをなしにして、他のことを言ってもだいじょうぶ
- ここで聞いたことはここだけの秘密にする

④ 雰囲気づくりやグループ分け

「意見を聴く」という目的を前面に出し過ぎると、子ども・若者は委縮してしまうため、安心してリラックスして気持ちを伝えられるよう、工夫します。

17 出典)令和5年度『ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究』



💡 ヒント 雰囲気づくり

- リラックスできるような会場をつくる(オープンスペース等の楽な姿勢を取りやすい場所選び、机を外す・椅子の配置を変える等の話をしやすい会場レイアウトの工夫、案内や会場の装飾等)
- 職員はカジュアルな服装をする
- 職員を含めて呼ばれたい名前・ニックネームで呼び合う
- アイスブレイクに遊びを交える
- お菓子やドリンクを用意する(参加者のアレルギーには注意する)



複数の子ども・若者に集まってもらう場合、年齢や性別、居住地域、障害の有無、社会的背景、置かれている状況等の違いにより、居づらくなったり、差別されたりすることがないようにグループ分けを配慮します。近い年代や同じ背景や特性をもつ人同士は話を始めやすく、安心して発言しやすいと考えられますが、異なる年代や異なる背景の人と話すことにより、意見の多様性や議論の深まりが生まれる側面もあるため、グループ同士で交流できる機会を設けることも有用です。

FAQ

Q 子どもに意見を聴くとき保護者はどう関わればいいですか？

A

年齢にかかわらず、意見表明の主体は子どもです。気持ちや考えは保護者の意向と異なる場合があり、一人の人として自由に意見を表明することができるようにすることが重要です。子どもに関わる保護者の意見は大切ですが、子どもの意見を保護者に聞くことで意見を聴いたことにせず、直接意見を聴く方法を検討してください。

なお、子どもに意見を聴く際、会場までの移動やオンライン会議システムの設定、車いすや医療機器の操作等、子どもの年齢や状況、意見を聴く方法等により保護者や支援者のサポートが必要な場合があります。その際は、同伴者のための待機場所や交通費等の準備が必要です。また、未成年や義務教育過程の子どもの場合、連絡先の提供や参加の決定、意見や写真の公表等については保護者や責任あるおとなの同意が基本的に必要です¹⁸。

💡 ヒント 子ども家庭庁の「子ども若者★いけんがらす」

- 義務教育課程の子ども(16歳未満)の登録には責任あるおとなの承諾を得ている
- 小・中学生が参加する場合、同伴者1人まで交通費を負担

¹⁸ 子どもの状況によっては、保護者等に許可を求める心理的ハードルが高い。保護者の興味や理解を得られない場合、被虐待経験のある子ども・若者や社会的養護下の子ども・若者の場合等、保護者の同意を参加の前提とすると意見表明しづらい場合がある。



② こども・若者の意見表明の準備をサポートする

意見反映に向けたチェックポイント

- テーマについてこども・若者に分かりやすい資料(やさしい版資料)を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

テーマについて分かりやすい資料を用意し、事前に情報提供を行ったり学習機会を確保したりすることが重要です。国や地方自治体の政策は、こども・若者にとって抽象的なテーマになりがちです。また、年齢によっては、国や地方自治体を場所として理解しており、機関としての機能・役割を理解していないことも考えられます。こども・若者の生活や困り事と政策がどう関係するのか、やさしい言葉を用いたり、身近な体験に置き換えて説明したりする等、テーマの説明や問いを工夫しましょう。

また、イラストを用いたり図解したりする等、説明を分かりやすくし、意見を言うための準備をサポートします。行政職員が学校で出前講座を行い、こども・若者が事前にテーマについて考え、意見を言う準備を手伝っている事例もあります。

出前講座により意見表明の準備をサポートする事例(宮城県松島町)¹⁹

長期総合計画基本計画の一環で、町の政策や地域の課題について町内で活動している各種団体やサークル、行政区等、幅広い世代との意見交換を行い、今後の施策に活かしていくことを目的としてタウンミーティングを開催している。町内の6年生を対象に、「子ども版タウンミーティング」を実施し、町の未来についてこどもが町長にプレゼンを行った。この準備として、職員が小学校を訪問して長期総合計画を用いて特別授業を行う出前講座を実施し、こどもがまちづくりについて考える準備をサポートした。

こども・若者向けに用意する資料では、意見を言うことについて不安や緊張を持っていることを想定して、

- 意見を言うことは任意であること
- 意見を表明したことにより不利益を被ることはないこと
- 意見をどう取り扱うか(何に反映されるか、個人が特定されるか、共有や公表方法(Web サイトやSNS 掲載含む))
- 意見を取り消すことができること

等を説明しましょう。また、政策についての意見と聞くと、こども・若者は難しさを感じる場合があります。個々の体験や感じていること、生きづらさは社会や制度、ルールと密接に結びついているため、一人ひとりの意見が大切であり、社会を変える可能性があること、安心して気持ちや考えを話してほしいことを伝えましょう。

¹⁹ 令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート



意見を聴く職員やファシリテーターが決まっていれば、その人の写真やメッセージ等でどんな人が話を聴くのかを事前に知らせると、安心して当日に臨むためのサポートになります。

参加する子ども・若者向けの事前配布資料の事例(子ども家庭庁)²⁰

説明は堅苦しくなりがちだが、子ども・若者がテーマについて話をすることを少しでも楽しみにしてもらえよう、丁寧な言葉がけやデザインを工夫している。

The image shows two pages of a brochure. The left page has a colorful watercolor background and asks 'あなたが思う「いばしょ」は?' (What do you think 'Ibasho' is?). The right page is a timeline titled '子どものいばしょづくりについてのこれから' (From now on about creating Ibasho for children). It lists several events: June 11th (1st meeting), June 20th (2nd meeting), June 27th (3rd meeting), July 31st (5th meeting), and December (final decision). A small cartoon character is at the bottom right of the right page.

FAQ

Q 子ども・若者にやさしい資料とは何ですか？

A

難しい漢字や用語を使わずに、子ども・若者に分かりやすく書かれた資料です。事前の説明資料やフィードバックの資料を作成する際には、読み手の年齢や発達に合わせて読みやすいものを作成します。

対象とする子ども・若者の年代に合わせて読みやすい言葉づかいや漢字表記、表現、配色、デザイン、情報量を検討します。対象の子ども・若者に応じて、複数種類の「やさしい版」を作成することも考えましょう。

💡**ヒント** 子ども・若者にやさしい資料づくり

- たとえば子ども家庭庁では、小学生を対象にした資料では、小学校3年生までに習う漢字のみを使ったり、ルビをふったりしています。
- 言い換えや説明の例：
 - > 政策→取組
 - > 子ども家庭庁→子ども・若者に良い社会づくりや取組を進めていくためのリーダー
 - > 子ども・若者の最善の利益→子ども・若者に一番良いこと

20 出典)子ども家庭庁いけんひろば「あなたが思う「居場所」は?」の事前配布資料



- 乳幼児は文字よりも写真や絵を使って、意見をもらったことによる変化を見せる等の工夫が考えられます。
- 小学校低学年と小学校高学年では学習した漢字や読める文量も異なります。「やさしい版」資料だけでなく、基本の資料自体をなるべく行政用語等を使わず、誰にとっても分かりやすいものにする事で、中学生以上の年代はおとなと共通の資料を使うことができます。

おとなが良かれと思った表現や作ったイラスト、デザインについて、こども・若者が意外な受け止め方をすることがあります。どうすればこども・若者によって読みやすいかをおとなが考えるよりも、可能であれば当事者であるこども・若者に直接意見を聞いてみると良いでしょう。

意見をもらっても反映できないタイミングでは意味がありませんので、こども・若者に意見を聴いてやさしい版を作成する時は、資料作成をはじめる前に意見を聴くタイミングを計画しておくことが望ましいです。



7. 意見を聴く

① 意見を聴く姿勢、体制、工夫や合理的配慮とは？

① 意見を聴く姿勢

意見反映に向けたチェックポイント

- 聴く側のおとなが、子ども・若者の視点で一緒に考える姿勢を持っている。
- おとなの役割は、子ども・若者が意見表明をサポートすることを共通認識にしている。

子ども・若者こそがその経験を通じて、子ども・若者の専門家なのだという観点で、子ども・若者の視点で一緒に考える姿勢が大切です。おとなの接し方や意見次第で子ども・若者はおとなに合わせてしまい、本音が言えなくなりかねません。おとなは自己の権力性(パワーバランス)を自覚する必要があります。

子ども・若者は、おとなが期待していることを敏感に察知して期待されることを言おうとしたり、黙ったりしてしまい、本音を聴くことができなくなってしまう。おとなは子ども・若者が意見を表明するサポート役に徹します。

子どもや若者にとって、おとながいる場で話し意見を言うことは、緊張を伴うものです。参加するおとなの服装はスーツではなく、緊張感を高めないカジュアルな服装で、笑顔で出迎え、来てくれたことを歓迎する雰囲気を作りましょう。

② 安心・安全の確保

意見反映に向けたチェックポイント

- 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、最初に子ども・若者に説明している。
- グラウンドルールを参加する子ども・若者と共有している。

→説明すること

子ども・若者の意見を聴く前に、意見を聴く目的を対象の子ども・若者に適した分かりやすい方法で説明します。また、参加は任意であり、話したくないことは話さなくて良いこと、いつでも中断できること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどのように扱われるか(匿名かどうか、政策プロセスのどこでどう活用するのか)を説明します。

→和やかな雰囲気づくり

堅苦しい場合は参加者の緊張感を高めてしまいます。呼ばれたい名前やお互いを知る時間を設ける等のアイスブレイク(雰囲気づくり)のための時間を十分に確保します。例えば飲み物やお菓子を用意する等、参加者同士が意見を言いやすい和やかな雰囲気を作ります。部屋の装飾やBGMも使うと良い場合もあります。BGMはポリュー



ム次第でお互いの声が聞こえづらくなることもあるため、始まるまでの時間に限定する、グループ間の距離を確保する等の工夫があると良いでしょう。

アイスブレイクの例²¹

- 自己紹介系
 - しりとり自己紹介:前の人の名前最後の文字から始める自己紹介。けんた→卵焼き つくるのが得意なゆういちです！→チリに行ってみたいゆみです！→続く
- 相手を知る
 - 共通点探し:互いに1つずつ質問し合いながら制限時間内に共通点を探す。グループ全体で行うこともできるが、3人ずつ、何度もシャッフルして行うこともできる。
- ゲーム
 - といえば:「～といえば」と言われて自分が思い浮かべたポーズを決め、せーのでそのポーズをとる。全員が同じだったらクリア。合わなくても多様性を見ることができて盛り上がる。

③ コミュニケーション

意見反映に向けたチェックポイント

- どのような意見でも受容されることを進行役やファシリテーターが子ども・若者に伝えている。
- おとなは「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者で共有している。

子ども・若者は年代や発達特性によりますが、おとなの言動や表情、態度、雰囲気にとっても影響されやすく、思っていたことがあっても敏感に察知して黙ってしまったり、意見を合わせたりしてしまいます。「自分の意見は正しいだろうか」、「間違えたことは言いたくない」、「自分だけの意見かもしれない」等、意見を言うことにハードルを感じています。



主張や考えだけでなく、思い、気持ち、希望等、その人なりのも のの見方、感じ方を含めて意見です。どのような意見でも受容されることを何度も伝えるとともに、うなずきやアイコンタクト、「なるほど」「そうなんです」等の言葉がけで意見を受容している姿勢を示すことが大切です。

また、子ども・若者が発言するのに時間がかかったり、テーマと直接関わらない話をしたりすることがあるかもしれません。また、そのため予定通りの時間で話し合いが進まないこともあるでしょう。ヒアリング目的を達成するため「聞きたい事を刈り取る」姿勢になりがちですが、焦りやいら立ち、不安は子ども・若者に伝わります。子ども・若者が話したいことを聴く、予定通りに進まなくても待つ心の余裕を持てるだけの時間の「余白」を設けましょう。

21 子ども家庭庁「子ども意見ファシリテーター養成講座テキスト」



子ども・若者から意見を聴く時、私たちおとなは下記のようなことを無意識にしていまいがちです。主役は子ども・若者であっておとなは「指導」や「教える」立場ではないことは常に意識しましょう。また、おとなはその地位や関係性から知らず知らずのうちに子ども・若者を傷つけてしまいかねません。一人の人間として敬意を払って接しつつ、おとなとは違う反応や意見について興味を持って聴き、子ども・若者との時間を楽しんでみてください。

避けたい行動	身に付けたい行動
<ul style="list-style-type: none">長々と説明する早口で話す一般論や経験を伝える・教える意見を評価する（「違うよ」と否定する等）助言する意見を誘導する正しい行動を指導・説教する考えをまとめることを待てずに話を打ち切る成果を得ようと話題やタイムコントロールをする積極的に意見を言う参加者を褒める（意見を言わなければいけないと感じさせる言動をする）	<ul style="list-style-type: none">興味をもって話を「聴く」発言に時間がかかる、予定通りに進まないことがあっても「待つ」心の余裕をもつ公平に発言を「促す」（ただし、沈黙する権利もある）子ども・若者の年代や発達の程度に合わせた言葉づかいや表現をする

意見を聴く環境についての子ども・若者の声 ²²
<ul style="list-style-type: none">忙しそうにしていると話しにくいので、相手が時間的、心理的ゆとりを持っていることが大事。（20 代後半）「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。（高校生世代・18～19 歳）評価する人に対しては言いにくい。先生や上司等、自分がどんな風に見られているのか気にする相手には発言を選んでしまう。（20 代）少数意見も聴いてくれると伝えやすい。（不登校の子ども）リアクションがないと、「どうせ言ってもな」と感じてしまう。（内閣府ユース政策モニター）本当に言って大丈夫かの不安があるから、サポートしてくれる人がいること。（内閣府ユース政策モニター）センシティブな話題をずとしたら、似た環境、似た境遇で同年代の人と話せるなら言いやすい。（高校生・18 歳～19 歳）

²² 出典)令和 4 年度調査研究報告書



➡ 意見を聴く手法は選択肢を用意しよう

意見反映に向けたチェックポイント

□ 子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう選択肢を用意している。

子ども・若者が使い慣れている手法や子ども・若者が置かれている環境は様々であり、どのような手法を使えば意見を言いやすいかは一律ではありません。令和4年度調査研究では、対面、定例の場、手紙、掲示板やチャット、電話等、様々な手法が意見を伝えやすい手法として挙げられました。

子ども・若者が自分にとって意見を言いやすい手法を選べるよう、意見表明の方法や場、支援者の同席の要否等について様々な選択肢を用意して、子ども・若者が置かれた状況や希望に応じて選択できるようにしましょう。また、個々の政策の目的や内容、意見を聴く子ども・若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会をつくるのが大切です。

意見を聴くための手法についての子ども・若者の声²³

- 限定的な手法だとリーチできる人に限りがあるため、様々な手法で意見を言えることが大事。(18歳～19歳)
- 確実に届き、周囲を気にしないで済む手紙がリアル、オンラインで送れると良い。(小学生・中学生)
- 廊下等に、自由に意見を書ける場所を作って、子ども家庭庁が取りに来る＝直接声が届く(小学生・中学生)
- 若者がいつでも自由に意見できるチャット的な窓口を開いておいたらいつでも自由に書き込みできるかも?(中学生)
- ネットでの24時間受付フォームは今の時代かなり普及しているはずなのに、なかなか国や地方自治体では取り入れられてない印象(20代後半)
- 国や地方自治体で、子ども定例議会をつくって、月1回等定期開催をして意見を言ったりする。メンバーを一般の人から募ったり、メンバーでなくても生配信等でコメントができると、より門戸が開くと思いました。参加者集めには、そこにすでに参加している若者が中心になって、Twitter、Instagram、TikTok等のSNSを活用できるといいと思いました。(高校生・18歳～19歳)
- フリーダイヤルで電話ができる窓口があれば、意見を何でも気軽に言うことができると思います。(高校生・18歳～19歳)

²³ 出典)令和4年度調査研究

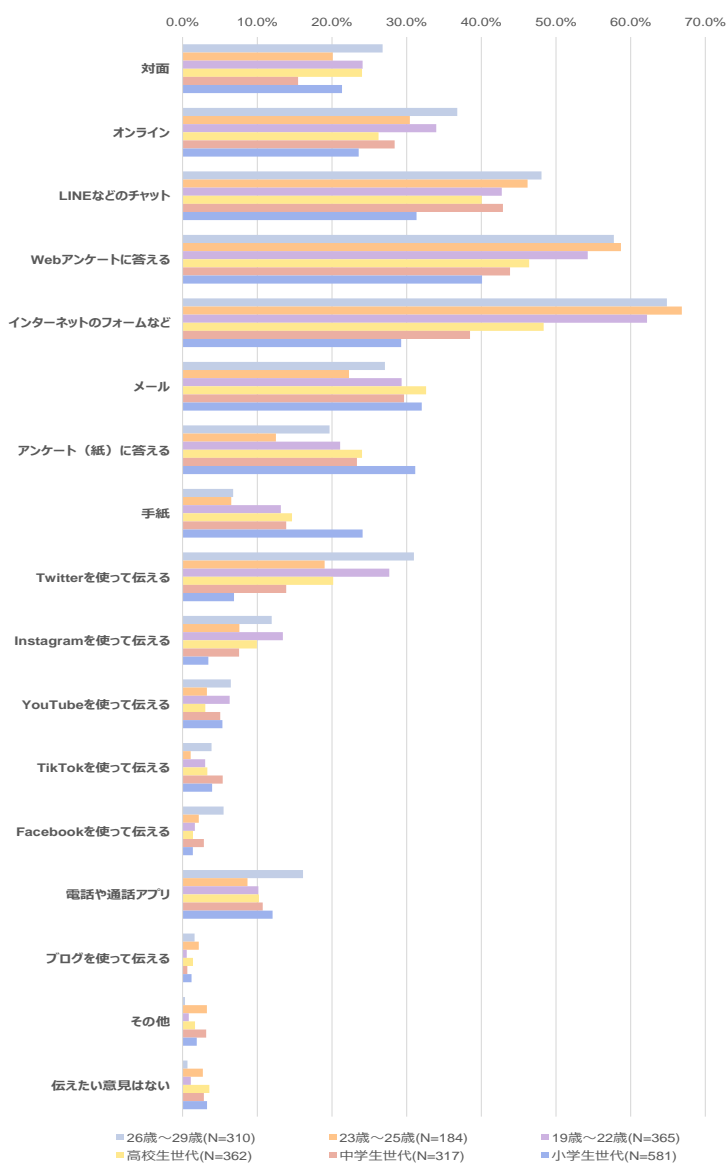


こども・若者の状況

令和4年度調査研究で実施したWebアンケートでは、手法ごとに年代別の傾向があった。

- 「対面」「オンライン」「LINE等のチャット」「Webアンケートに答える」「インターネットのフォーム等」の回答割合は、年代が高いほど大きくなる傾向
- 「メール」「アンケート(紙)に答える」「手紙」の割合は、年代が低いほど大きくなる傾向
- 「Twitter」「YouTube」「Facebook」では26～29歳が最多、「Instagram」では19歳～22歳が最多
- 「TikTok」では中学生世代が最多である。「電話や通話アプリ」は26歳～29歳の割合が最多

年代別の意見を伝えやすい手法(MA n=2,119)²⁴



24 出典)令和4年度調査研究



➡ 意見を聴く手法の特徴

意見反映に向けたチェックポイント

- 意見を聴く手法(対面、オンライン、アンケート、SNS を活用したチャット等)の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択している。

政策担当者がこども・若者の意見を聴いたり、こども・若者が政策担当者に意見を伝えたりする手法は色々ありますが、

- 直接会って意見を聴く(以下「対面」という)
- オンライン会議システムを活用し、パソコンやスマートフォン越しに意見を聴く(以下「オンライン」という)
- Web や紙によるアンケート
- SNS を活用したチャット
- 電話
- 手紙や意見箱

等があります。

こども・若者議会のイメージ



オンラインミーティングのイメージ





ワークショップのイメージ



チャット画面のイメージ



以下では、よく使われる対面、オンライン、アンケートのほか、こども・若者の世代向けにこども施策担当者の関心が高いチャットの特徴をまとめました。必ずしも特定の手法だけに限った特徴ではありませんが、それぞれ得られやすいメリット、生じやすいデメリットがありますので、意見を聴く目的や対象とすることも・若者の特徴に合わせて手法を選択し、複数の手法を組み合わせてください。

① 対面

こども・若者に集ってもらい、直接会って意見を聴きます。意見の聴き方として、気軽に話す座談会や質問に答えていくヒアリング(グループや個別)、アイデア出し等の活動を伴うワークショップ、こども・若者が一定期間活動する会議体(こども・若者会議/議会/委員会)等の形式があります。

こども・若者が一定の場所に集まる場合と、学校、児童館や青少年センター、児童養護施設等、こども・若者の活動の場や生活の場に行政職員が出向く場合もあるでしょう。複数のこども・若者ではなく、個別に意見を聴く場合もあります。

対面の特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 相手の表情や仕草、反応を見ながら話ができる 複数の参加者がいる場合は他の参加者の意見を聴いて考えが深まったり広がったりする 領き・相づち等により受け止められたと感じて意見を言いやすい雰囲気ができる 同じ問題意識を持つこども・若者同士と出会い、交流することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 移動を伴うため、遠方からの参加は時間的、経済的負担が大きくなる 一人で移動や宿泊が難しい年齢の参加者の場合は、保護者の送迎等が必要となる。 こども・若者の学校や仕事と重ならないよう週末に開催する等、開催できる日が限られる 一度に参加できる人数が限られる 意見を強く言う人を目のあたりにすると圧倒されやすく、こども・若者によっては他の手法に比べて意見を言いにくくなる



💡 ヒント 審議会・委員等へのこども・若者参画と工夫

- 審議会のようにおとなの人数が多い話し合いの場では、こどもや若者が話しやすい環境を確保できるよう配慮する
 - 会議におけるこども・若者の人数をできるだけ多くするか、こども・若者のみから構成される「こども審議会」のような会議体を下部組織として設置する
 - 委員の服装をスーツにせずカジュアルにする
 - こども・若者にやさしい配布資料をつくる
 - 他の委員同様、こども・若者も学校や部活動、仕事等があることを考慮して開催時間を設定する

② オンライン

オンライン会議システムを活用し、パソコンやスマートフォン越しに意見を聴きます。対面の場合と同様、意見の聴き方として、ヒアリング、ワークショップ、こども・若者会議／議会／委員会等のほか、パブリックコメントや署名活動をオンラインで行うオンライン署名の形式もあります。

オンラインの特徴から、接続環境があるかどうか事前に確認することや、こども・若者がアクセスできるようサポートすること、対面以上にお互いを知り話しやすい雰囲気をつくる「アイスブレイク」や交流の時間を設けたり、お互いにリアクションすることをグラウンドルールに入れる等の工夫をしましょう。

オンラインの特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 住んでいる場所や移動に伴う時間・費用、怪我・障害等の困難があっても参加しやすい• 物理的な制約なく、おとな数の参加が可能• ビデオオフやアバター機能、オンラインチャットにより、顔を見せずに緊張感が少ない形で参加ができる• 公民館や学校等の慣れ親しんだ場所にオンライン参加会場を設ける場合、友達や先輩等と一緒に参加することができる	<ul style="list-style-type: none">• 接続端末とWi-Fi等の通信環境がないこども・若者が参加できない• 対面に比べて表情やリアクションが分かりづらく、人によっては不安になる場合がある• 全員の画面が必ずしも見えないこともあり、発言するタイミングが分かりづらいことがある• 画面越しに正面で向き合うため、対面以上に集中力を使い、疲れやすいと感じる場合がある• こども・若者がオンラインで接続する場所によっては、周囲に何を話しているか聞こえることで意見を言いづらくなる場合もある• ヒアリングの際に、周囲におとなが居る場合がある



③ アンケート

知りたい事について同じ質問を多数のこども・若者に対して行い、回答してもらうことで意見を集めます。質問用紙を配布して行う形式やオンラインで行う形式があります。質問に対して回答の選択肢を用意することで効率的に意見を集めるやり方や、回答を自由記述にすることで定性的な意見を集める方法があります。

GIGA スクール構想では多くの学校で児童・生徒一人に一台パソコンやタブレット端末が配布されており、こどもの生活環境にかかわらず端末と通信環境が整い始めています。それらを活用することで Web アンケートを実施している自治体があります。

なお、文字情報による意見収集となるため、年齢や発達の数によってアンケートの文言や表記方法、質問数等に配慮が必要です。

アンケートの特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">質問に答える形式のため意見を伝えやすい匿名にすることができ、より意見を言う心理的ハードルが下がるGIGA スクール構想により整備された端末を活用することで、生活環境にかかわらず意見を言うことができる運営の観点では、他の手法に比べて大勢のこども・若者の意見を集めやすい運営の観点では、選択形式とする場合は効率的に意見を集め、データ化しやすい（実態や傾向を定量的に把握可能）特に Web アンケートの場合は効率的に意見をまとめられる	<ul style="list-style-type: none">意見の背景や理由等、言いたい事が十分に伝わらない質問数が多いと回答負荷がかかる事前説明がなければアンケートの趣旨や質問の意図を十分にくみ取れない場合がある意見の深掘りができない。回答におとなの意向が反映される場合がある参加者の年代の幅が広い場合、質問の意図を変えずに「やさしい版」を作成する必要が生じる

④ SNS を活用したチャット

短いテキストを使って相手に意見を伝えます。特定の相手にだけ伝える相談形式や、グループで話すグループチャットの形式があります。

グループチャットの場合は、こども・若者だけにせず、安心安全な場となるようファシリテーターの配置が望ましいです。また、SNSについてはフィルタリングが推奨されるものや、こどもの健やかな育成に関する課題についても様々な指摘があり、インターネットの安全安心な利用の観点から、使用するアプリ等の慎重な検討や、こども・若者本人のITリテラシーや、保護者への丁寧な説明が必要です。



チャットの特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> • こども・若者が日常的に使うスマートフォンやタブレットから参加できる • 自分のペースでいつでも、どこでも意見を言える • ニックネームを使用すれば匿名性を高めることができるため、直接相手に意見を言いづらい場合でも意見を言いやすい • リアクション機能により意見が受け止められたと感じやすい • 相手の発言にすぐに反応して意見を言わなくてはならないというプレッシャーを感じにくい • 言いたい事をじっくり考える時間がある 	<ul style="list-style-type: none"> • IT機器やインターネットを使用できる環境にない、ITリテラシーやSNS活用が不得手等のこども・若者が参加しにくい • 自由な発言ができるため話がそれてしまうことがある • 何を言うか考えているうちに議論や話題が進んでしまい、意見を言いたしづらくなることもある • 投稿が多いと発言が流れてしまい、反応がない・意見が受け止められないことがある • 文字のみによる手軽さから不適切な発言が相対的に出やすいことへの対応が必要（進行役のファシリテーターを配置する等） • 運営の観点では、時間帯を問わず投稿できてしまうことへの対応が必要（意見交換をするコアタイムを設ける、深夜時間帯は投稿しない等のルール決めをする） • SNSを利用できない年代（小学生等）のこどもには活用できない

🔄 振り返りをする

意見反映に向けたチェックポイント

- 安心して意見を言えたか、こども・若者が振り返り、評価する機会を用意している。
- 意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをしている。

意見を聴く場の最後に、安心して意見を言える場であったのか、こども・若者自身にアンケート等で評価してもらいましょう。複数の人がいる話し合いの場では言えなかった、追加で言いたいことがある、言ったことを変えた、嫌だったこと等、その場では聴けない声が聴かれることがあります。何か伝えたい事がある時のために、今後の連絡先も伝えます。

意見を聴く場の終了後は、主催者やファシリテーター、サポーター等、その場に関わった関係者全員で良かった点や改善点について振り返りを行い、フィードバックし合います。次回の場の参考とできるよう振り返りの内容を記録します。



8. 意見を反映する

意見反映に向けたチェックポイント

- こども・若者の意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をしている。

➡ 意見反映の意義

こども・若者の意見は、正当に考慮されなければなりません。意見の反映は、こども・若者の声を真剣に受け止めて、何がこども・若者にとって一番良いことかを考えることから始まります。

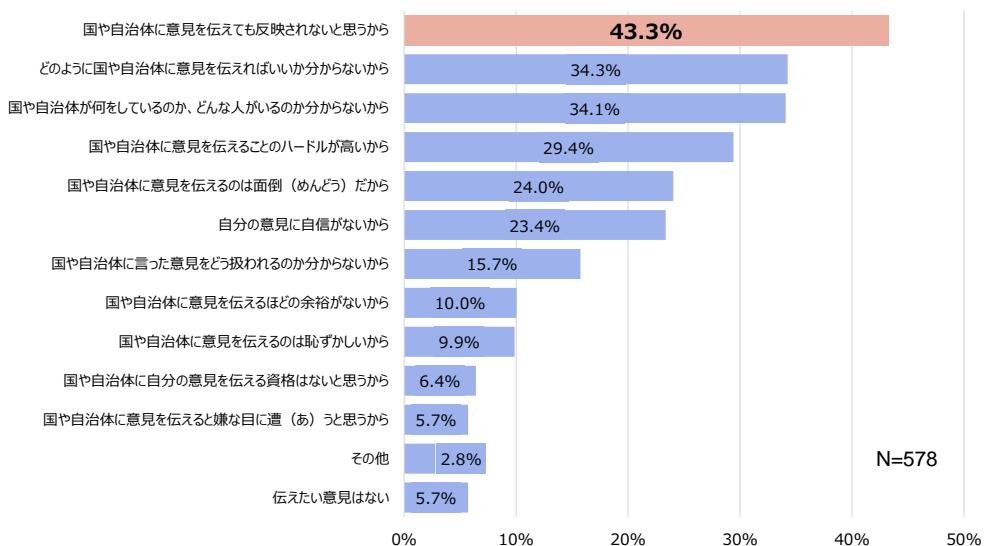
意見を聴いただけで終わらせることは、始めから結論が決まっている「参考扱い」、当事者の声を聴いたという「形」を作っただけと言われても仕方ありません。形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」というこども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければなりません。

逆に、意見がしっかり受け止められた、自分たちの意見でより良い変化が生まれたと感じることができれば、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながり、政策がより良くなること以上の意義が生まれます。

こども・若者の状況

国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない一番の理由は、意見を伝えても反映されないと思うからである。

国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない理由(MA n=578)²⁵



25 出典)令和4年度調査研究報告書。「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。」という質問に対して、「あまり思わない」「そう思わない」と回答した人に対して理由を尋ねる質問。



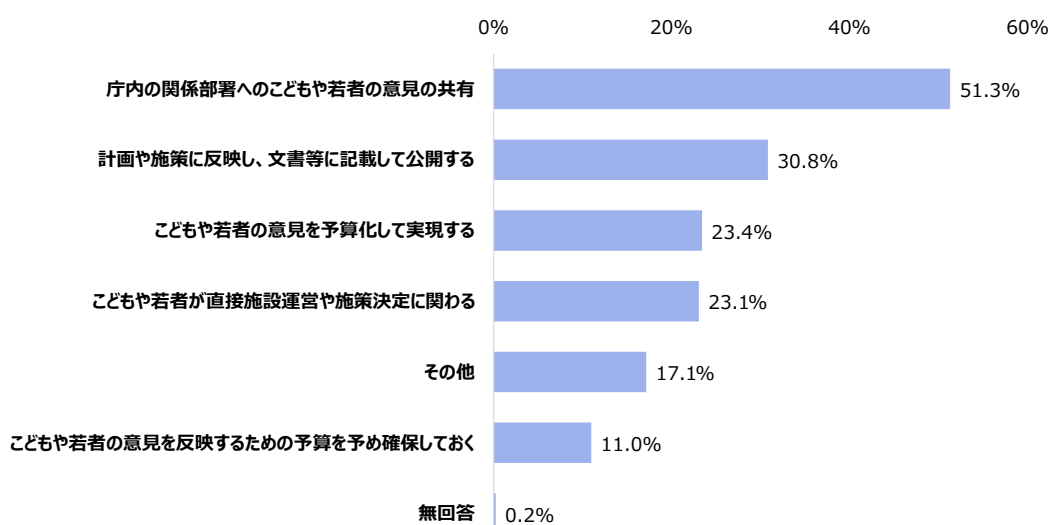
➡ 意見の反映方法

意見の反映方法は様々です。意見を聴き共有するだけで終わらせるのではなく、計画や施策に反映し、文章等を公開することのほか、地方自治体では子ども・若者が直接、施設運営や施策決定に関わるという反映方法があります。

取組状況

地方自治体の取組の反映方法として、「庁内の関係部署に共有する」が半数を占めている。

子どもや若者の意見の反映方法(MA n=811)²⁶



府省庁では事業の改善に意見を反映することや、審議会や委員会等の資料とするほか、指針・答申への反映、広報物等の資料の改善等が子ども・若者の意見の反映方法として考えられます。反映した上で文書等に記載して公開しましょう。

意見を反映するには、子ども・若者の意見を行政職員が反映することのほか、前橋市のように子ども・若者自身が反映に関わる事例もあります。また、磐田市の事例のように、子ども・若者の意見表明に周囲のおとなが関わり、対話を重ねることで、意見が政策に反映されるためにはどのような点を考慮する必要があるのかを伝え、議論を深めることで反映されやすい意見形成をサポートすることも大切です。

26 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート。質問は同上。



こどもが提案から実現まで関わる取組(群馬県前橋市)²⁷²⁸

「まえばし子どもアイデアまちづくりプロジェクト」では、こどもの視点から前橋のまちづくり施策や地域資源の活用策、地域課題に対する解決策等のアイデアを提案してもらい、審査を経て採択された事業をこどもが主体となっておとな(親や学校の先生等)の支援を得ながら実施する。また、審査を行う側にもこどもが関わり、こどもの視点を取り入れた審査を行っている。

こどもの声に力を持たせる関わり方をする行政職員アドバイザー(静岡県磐田市)²⁹

高校生の柔軟な発想と創意工夫を活かして、市が抱える課題の解決や事業の推進を図るとともに、将来の磐田市のまちづくりを担うべき人材の育成を目的として「いわた高校生まちづくり研究所」を実施している。市の職員を対象にアドバイザー研修を実施。提案の根拠を調べることや他の地方自治体での取組との比較、違う立場の関係者の意見を聴く、効果を定量化すること等をアドバイスすることで、「こども・若者の声に力をつける」サポートを数か月にわたり行い、市政に反映しやすい提案づくりに行政職員が伴走している。

FAQ

Q 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？

A

こども・若者に意見を聴くことは、こども・若者の言う通りにすることではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要がありますし、予算や期間、体制等の制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に応じて、また意見を表明したこども・若者の年齢や発達の程度に応じて、出された意見を正當に考慮することです。それは、こども・若者にとって一番良いことは何かを考えること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程をつくることです。

💡 ヒント 反映を促す

- こども・若者の声を聴いた部署と反映を検討する担当課が異なっていることがあります。意見を反映するかは担当課が判断することが多いですが、反映状況をホームページで公表すること、こども・若者に反映結果をフィードバックすることを伝えることで、担当課が意見を反映することを前向きに検討するきっかけとなっています。(岐阜県)

²⁷ 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート

²⁹ 出典)令和5年度「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」



9. フィードバックをする

意見反映に向けたチェックポイント

- 意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明(フィードバック)している。
- フィードバック資料は、子ども・若者が読みやすいよう工夫をしている。

政策への反映の検討プロセスや反映結果を適切なタイミング・方法で、子ども・若者に分かりやすくフィードバックします。フィードバックは、意見を表明した人への誠実な説明の観点からも、子ども・若者への学びの機会の提供や、自己有用感の向上の観点からも重要です。自分の意見がどのように検討され、社会に影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識が高まり、次の意見表明へとつながります。

➡フィードバックする内容

意見を取り入れるかどうかの考え方(判断基準)を示したうえで、寄せられた主な意見、反映結果、反映されない場合の理由を整理し、意見を聴いた子ども・若者に直接あるいは紹介者経由で伝えます。訪問してフィードバックする場を設ける方法や、パブリックコメントと同様に検討結果をまとめてホームページで公表し、そのページの連絡をフィードバックとしている例もあります。

居場所についてのフィードバック(子ども家庭庁「子ども若者★いけんぱらす」)³⁰

主な意見、意見反映時のポイントと意見が「子どもの居場所づくりに関する指針(素案)」のどこに反映されたのかを示した。また、反映されなかった意見についても、その理由を考え方とともに示した。フィードバック資料はホームページで公表し、公表後に掲載場所(URL)についてメールで子ども・若者に連絡することで、フィードバックに気づいてもらいやすいよう工夫している。

³⁰ 子ども家庭庁ホームページ「子ども若者★いけんぱらす『いけんひろば』について」
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/dbf522a6-9ae1-40ee-824e-eb77fa157be3/97f1de90/20231005_policies_iken-plus_hiroba_ibasho_07.pdf)



➡子ども・若者にやさしい資料づくり

フィードバックする際の資料は、対象の子ども・若者にとって読みやすく伝わりやすいものであることが重要です。年齢や発達に応じて、使用する漢字や用語に配慮したり、必要に応じて子ども・若者に分かりやすく書き直す「やさしい版」を作成する等の工夫をします。

子ども・若者の声³¹

- フィードバックする場、結果を教えてもらう場が欲しい。(小学生・中学生)
- 反映されていなくても反映されない理由を伝えてくれれば向き合ってくれていると感じる。(18歳～19歳)
- 反映まで行かなくても、「ちゃんと受け取ってくれたんだ、決めるまでの過程で参考に使ってくれたんだ」と分かるのは重要だと思います。(20代後半)

31 出典)令和4年度調査報告書



10. 予算や体制をどうするか

意見反映に向けたチェックポイント

- 意見を聴くために必要な費用を洗い出し、工夫できることを検討している。
- 意見を聴く取組を実施している部署や取組状況、意見の反映状況を把握し、組織内で共有している。

➡ 予算

子ども・若者の意見を聴くためには一定の費用がかかります。また、意見が反映される事業の予算を先に確保している例もあります。³²

子ども・若者の意見を聴くためにかかる費用の例³³

- 対面のワークショップを行う
 - 職員人件費、募集案内作成費(デザイン代、印刷代)、会場費、会場装飾費、交通費(子ども・保護者等の同伴者)、講師やファシリテーター謝金、飲み物・茶菓子代、子ども・若者にやさしい資料作成費(デザイン代、印刷代)
- 子ども・若者会議を開催する(年間通じて定期開催)
 - 職員人件費、募集案内のための費用(作成費用、デザイン代、印刷代、配布費用)、交通費(子ども・保護者等の同伴者)、謝金(若者委員等)、飲み物・茶菓子代、(活動内容に応じて)調査や学習のための費用、(必要であれば)子ども・若者会議を放送するため費用、(必要であれば)子ども・若者会議のホームページを運営するための費用
- Web アンケートを実施
 - 職員人件費(アンケート設計等)、依頼のためのチラシの費用(作成費用、デザイン代、印刷代、発送費用)、アンケートフォーム開設・運営費、アンケート外注費(集計・分析費用、報告書作成費用、印刷代)、子ども・若者にやさしい資料作成費(デザイン代、印刷代)

子ども・若者の意見を実現するための予算を用意している事例³⁴

- 少年議会において、独自予算(45万円)で政策を立案、実現させている(山形県遊佐町)
- 市長の附属機関である「若者議会」は年間1,000万円までの予算提案権を持ち、政策を市長に提案する。市議会の承認を経て、市が実施している。(愛知県新城市)

32 令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケートの年間予算額は、市区町村はゼロ円や50万円未満との回答が多く、指定都市や都道府県は100万円以上500万円未満が多い。ゼロ円は、予算をかけずに意見聴取を実施している場合と全体の事業予算に含まれている場合があると想定されることから、ゼロ円で各機関の意見聴取の取組を進めることを推奨するものではない。

33 既存の事業予算の範囲で実施することやオンライン開催にする、外注せずに職員で実施する等の工夫により費用は変わってくる。

34 出典)令和4年度調査報告書



一方、予算がないから子ども・若者の意見を聴けないというのは本末転倒です。多額の予算をかけずにできることはあります。取組を始める時点で十分な予算が確保されていなかったとしても、意見を聴く手法を工夫しながら進めることは可能であり、改善・拡充において予算措置を検討することが重要です。

💡 ヒント 予算上の工夫

- 意見を聴く場をオンラインで開催したり、アンケートをインターネットで実施したりする
- こども議会を小学校・中学校・高校全校で実施する代わりに輪番で開催する
- こどもの意見表明の場を行政が用意するが、こどもの活動資金は市民団体の基金が提供する

➡ 体制づくり

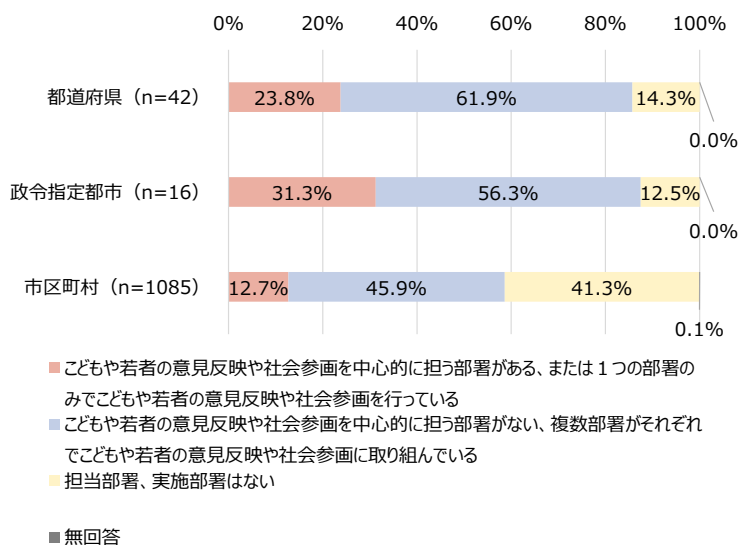
① 担当部署

子ども・若者の意見反映については、各府省庁や各地方自治体で多くの部署に実施していただくことが望ましいです。その際に、各部署が各々行うのではなく、部署ごとに連携して行い、その知見等を共有することが重要です。また、各府省庁や地方自治体において中心的に担う部署を決め、定期的にアンケートにより庁内の子ども・若者参画の進捗状況を中心的に担う部署が把握し、継続的に子ども・若者の意見を聴き、反映する取組を庁全体で推し進めていくことを行っている自治体もあります。

取組状況

子ども・若者の意見反映や社会参画のための担当部署や実施部署がない地方自治体は、市区町村では41%だが、政令指定都市や都道府県では14%以下である。

意見反映部署の設置状況(SA)³⁵



35 出典)令和5年度 都道府県・市区町村向けアンケート。質問は、子どもや若者の意見反映や社会参画を中心的に担う部署、実施部署について、現状の状況として当てはまるものを選択するもの。



② 人材確保や外部連携

意見を聴くための場をつくるにあたり、担当部課室以外で、こども・若者に関する専門的知識や経験を有する庁内の人材がないか、外部で連携できるところがないか等を検討します。

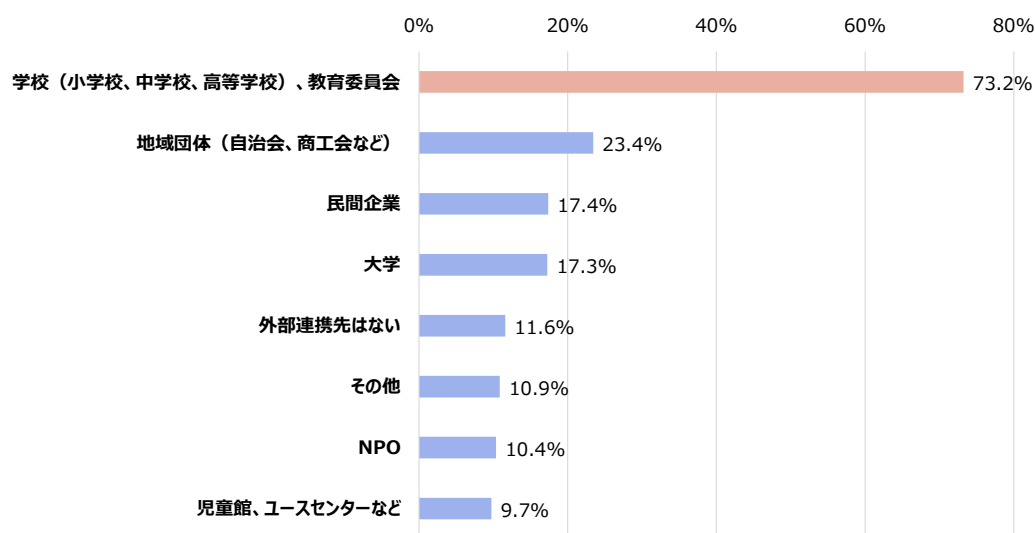
➡外部連携先

令和 5 年度府省庁アンケート、都道府県・市区町村向けアンケートによると、外部連携先のトップは府省庁も地方自治体も学校でした。そのほか、児童館や青少年センター、児童養護施設等、こども・若者の生活の場や活動の場で活動する児童厚生員や児童指導員、放課後児童支援員、ボランティア、教育委員会や学校との人事交流の出向者を活用している例もあります。また、地方自治体間で連携することで、効率的にこども・若者の意見を聴く取組を行うことも考えられます。

取組状況

こども・若者から直接意見を聴く取組について外部の連携先は学校や教育委員会が多い。

こども・若者の意見反映の取組の外部連携先(MA n=811)³⁶



💡 ヒント 外部との連携内容

- 学校現場を知る教育委員会の出向者が小学校での出前講座を学校に提案し、小学生の意見表明機会を作っている

36 出典)令和 5 年度 都道府県・市区町村向けアンケート。質問は、取組を推進するにあたっての外部連携先。



- こども・若者の日常的な意見表明に関わっているユースセンターの職員が、行政職員に対して研修を行っている
- 小中学生を対象とするこども会議の進行やサポーターを、過去に会議に参加していた大学生や若手の社会人が担っている

ヒント 学校との連携方法

- 興味・関心にかかわらずこどもへ広く案内してもらう
- 意見を聴く場に参加するこどもを推薦してもらう
- 対象とするこどもが参加しやすい場として学校を会場に使用してもらう
- 先生にファシリテートをしてもらう

学校との連携については、学校現場の負担を考慮して協力を求めることを躊躇するという声も、こども施策担当者から聞かれることがあります。授業の場以外での取組が負担となる場合は、例えば、社会や総合学習、キャリア教育の時間のなかでテーマを取り扱う、行政職員による出張授業を行う等、学校の既存の取組のなかで連携し、それをより良くする方法として意見を聴く取組を実施することが考えられます。

行政職員による出張授業の事例(千葉県千葉市)³⁷

こども企画課の職員が出張し、小学校の社会科や総合的な学習の時間を使ってこども参画の授業を行っている。こどもが市役所やまちづくりを身近に感じることで、市の取組に対して意見を表明しやすくしている。

実践例①小学 6 年生(総合的な学習の時間):自分たちでできるまちづくりを考えよう(市役所の仕事を知り、こどもがまちづくりに参画できることを理解し、まちの将来や自分たちに何ができるかを発表する)

実践例②小学 5 年生(総合的な学習の時間):みんなが過ごしやすい町へ 命を守る編(市役所の防災の取組について理解し、自分たちができる防災に関する取組を発表する)

実践例③小学 4 年生(社会科):水環境保全計画(市役所の水環境を守る取組を理解し、自分たちでできる水環境を守る取組について発表する)

実践例④小学 3 年生(社会科):安全な暮らしを守る(市役所の仕事を理解し、交通事故防止や火災予防について考える)

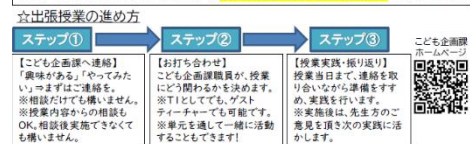
こども企画課出張授業のご案内

こども企画課と「こどもの参画」の授業を实践しませんか？

【こどもの参画とは】
未来を担う子どもたちが、市民としての自覚や責任を持ち、自分たちの「まち」の課題を見つけ出し、それを解決するためにまちづくりに参画していくことです。授業に取り入れることで、主体的に課題解決に取り組む姿勢を身につけたり、将来の勤労観や職業観を形成したりすることが期待できます。

※4月施行の「こども基本法」でも、こどもの意見表明権にもヒタタリの内閣！
【こどもの参画とは】
未来を担う子どもたちが、市民としての自覚や責任を持ち、自分たちの「まち」の課題を見つけ出し、それを解決するためにまちづくりに参画していくことです。授業に取り入れることで、主体的に課題解決に取り組む姿勢を身につけたり、将来の勤労観や職業観を形成したりすることが期待できます。

※4月施行の「こども基本法」でも、こどもの意見表明権にもヒタタリの内閣！
【こどもの参画とは】
未来を担う子どもたちが、市民としての自覚や責任を持ち、自分たちの「まち」の課題を見つけ出し、それを解決するためにまちづくりに参画していくことです。授業に取り入れることで、主体的に課題解決に取り組む姿勢を身につけたり、将来の勤労観や職業観を形成したりすることが期待できます。



³⁷ 出典)令和5年度調査研究



💡 ヒント 地方自治体間の連携方法

- 都道府県と市が共同で意見聴取の場を設ける
- 都道府県が広域でアンケートを実施し、域内の市区町村単位の回答をフィードバックし、市区町村で直接意見を聴く場を設けて都道府県に共有する
- 複数の地方自治体が合同で意見反映の研修を実施する

📄 コラム こども・若者意見反映サポート事業³⁸

こども家庭庁は、希望する地方自治体に対して、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や、意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣等を行うことで、地方自治体における意見反映の取組を推進している。

🔄 評価

こども・若者の意見反映は、取り組みやすい政策や、府省庁や地方自治体の重要政策から始める等、試行錯誤を経ながら拡充していくことになると考えられます。個々の意見を聴く取組について、参加したこども・若者の視点や関係した職員・外部協力者の視点から定性的に評価し、次の意見を聴く機会に向けた改善点を整理しましょう。

あわせて、意見反映の取組が進んでいるか定量的に評価することも大切です。組織全体でこども・若者の意見を聴いて反映する取組の状況を把握し、こども・若者の意見を聴く事業数の増加や取組を実施する部署数の増加、こども・若者の関わり方の変化や意見反映状況等を定量的に評価し、進捗を把握しましょう。こども・若者の声が反映される社会に向けた変化を分かりやすく可視化することができるため、庁内で共有することで改善点の話し合いに活用したり、こども・若者へのフィードバックやより良い意見反映の場づくりに活かしたりできます。

³⁸ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/>



第3章 声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映

第3章の骨子:資料2を参照